

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 (邦貨換算) 4 - 3 外貨建てによる財産及び相続税法の施行地外にある財産の邦貨換算は、原則として、<u>納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行なう場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による。</u> <u>なお、先物外国為替契約（課税時期において選択権を行使していない選択権付為替予約を除く。）を締結していることによりその財産についての為替相場が確定している場合には、当該先物外国為替契約により確定している為替相場による。</u> <u>（注）外貨建てによる債務を邦貨換算する場合には、この項の「対顧客直物電信買相場」を「対顧客直物電信売相場」と読み替えて適用することに留意する。</u> 第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 2 節 宅地及び宅地の上に存する権利 (路線価) 14 前項の「路線価」は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連	(新設) 第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 2 節 宅地及び宅地の上に存する権利 (路線価) 14 前項の「路線価」は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連

改 正 後	改 正 前
の宅地が面している路線（不特定多数の者の通行の用に供されている道路をいう。以下同じ。）ごとに設定する。 路線価は、路線に接する宅地で次に掲げるすべての事項に該当するものについて、売買実例価額、公示価格（地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条《標準地の価格等の公示》の規定により公示された標準地の価格をいう。以下同じ。）、<u>不動産鑑定士等による鑑定評価額（不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が国税局長の委嘱により鑑定評価した価額をいう。以下同じ。）、</u>精通者意見価格等を基として国税局長がその路線ごとに評定した 1 平方メートル当たりの価額とする。 (1)～(4) （省略） （倍率方式による評価） 21 - 2 倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、<u>不動産鑑定士等による鑑定評価額、</u>精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。 （大規模工場用地の路線価及び倍率） 22 - 3 22《大規模工場用地の評価》の「路線価」及び「倍率」は、その大規模工場用地がその路線（倍率を定める場合は、その大規模工場用地の価格に及ぼす影響が最も高いと認められる路線）だけに接して地積がおおむね 5 万平方メートルのく形又は正方形の宅地として、売買実例価額、公示価格、<u>不動産鑑定士等による鑑定評価額、</u>精通者意見価格等を基に国税局長が定める。	の宅地が面している路線（不特定多数の者の通行の用に供されている道路をいう。以下同じ。）ごとに設定する。 路線価は、路線に接する宅地で次に掲げるすべての事項に該当するものについて、売買実例価額、公示価格（地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条《標準地の価格等の公示》の規定により公示された標準地の価格をいう。以下同じ。）、精通者意見価格等を基として国税局長がその路線ごとに評定した 1 平方メートル当たりの価額とする。 (1)～(4) （同左） （倍率方式による評価） 21 - 2 倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。 （大規模工場用地の路線価及び倍率） 22 - 3 22《大規模工場用地の評価》の「路線価」及び「倍率」は、その大規模工場用地がその路線（倍率を定める場合は、その大規模工場用地の価格に及ぼす影響が最も高いと認められる路線）だけに接して地積がおおむね 5 万平方メートルのく形又は正方形の宅地として、売買実例価額、公示価格、精通者意見価格等を基に国税局長が定める。

改正後	改正前
第3節 農地及び農地の上に存する権利 (農地の分類) 34 農地を評価する場合、その農地を 36《純農地の範囲》から 36 - 4《市街地農地の範囲》までに定めるところに従い、次に掲げる農地のいずれかに分類する。 (1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地 (注)1 上記の農地の種類と 農地法、 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)、 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)との関係は、基本的には、次のとおりとなる。 イ 農地法との関係 (イ) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地 (ロ) 甲種農地(農地法第 4 条第 2 項第 1 号	第3節 農地及び農地の上に存する権利 (農地の分類) 34 農地を評価する場合、その農地を 36《純農地の範囲》から 36 - 4《市街地農地の範囲》までに定めるところに従い、次に掲げる農地のいずれかに分類する。 (1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地 (注) 上記の農地の種類と 農地法、 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)、 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、<u>農地転用許可基準(昭和 34 年 10 月 27 日付 34 農地第 33 53 号(農)「農地転用許可基準の制定について」農林事務次官通達で定める「農地転用許可基準」をいう。以下同じ。)</u>及び <u>調整区域許可基準(昭和 44 年 10 月 22 日付 44 農地B 第 3165 号「市街化調整区域における農地転用許可基準について」農林事務次官通達で定める「調整区域許可基準」をいう。以下同じ。)</u>との関係は、基本的には、次のとおりとなる。 イ 農地法及び農地転用許可基準との関係 (イ) <u>農地転用許可基準に定める第 1 種農地</u> ---- 純農地

改正後	改正前
<u>口に掲げる農地のうち市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の4の5に規定する農地。以下同じ。）</u> <u>(Ⅱ) 第1種農地（農地法第4条第2項第1号口に掲げる農地のうち甲種農地以外の農地）</u> <u>(二) 第2種農地（農地法第4条第2項第1号イ及び口に掲げる農地（同号口(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地）</u>---- 中間農地 <u>(ホ) 第3種農地（農地法第4条第2項第1号口(1)に掲げる農地（農用地区域内にある農地を除く。））</u>---- 市街地周辺農地 <u>(ハ) 農地法の規定による転用許可を受けた農地</u> <u>(ト) 農地法の規定により転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</u> 口 農業振興地域の整備に関する法律との関係 (イ) 農業振興地域内の農地のうち - A 農用地区域内のもの ----- 純農地 - B 農用地区域外のもの (イ) 農業振興地域外の農地 八 都市計画法との関係	<u>(Ⅱ) 農地転用許可基準に定める第2種農地</u> ---- 中間農地 <u>(Ⅲ) 農地転用許可基準に定める第3種農地</u> ---- 市街地周辺農地 <u>(二) 農地法の規定による転用許可を受けた農地</u> <u>(ホ) 農地法の規定により転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</u> 口 農業振興地域の整備に関する法律との関係 (イ) 農業振興地域内の農地のうち - A 農用地区域内のもの ----- 純農地 - B 農用地区域外のもの (イ) 農業振興地域外の農地 八 都市計画法及び調整区域許可基準との関係

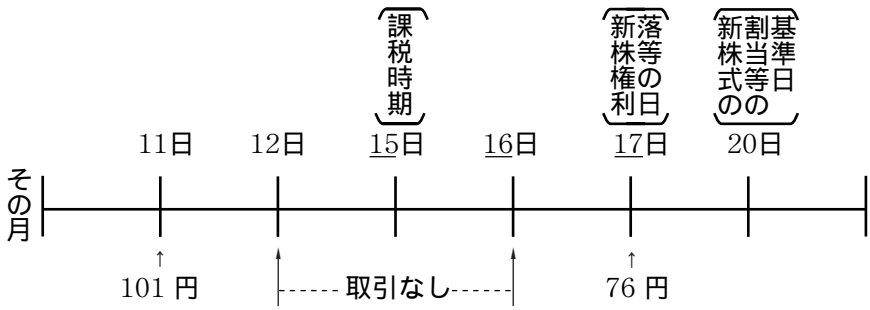
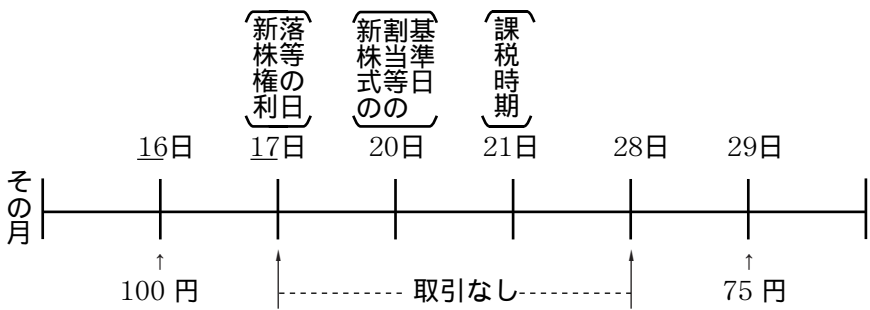
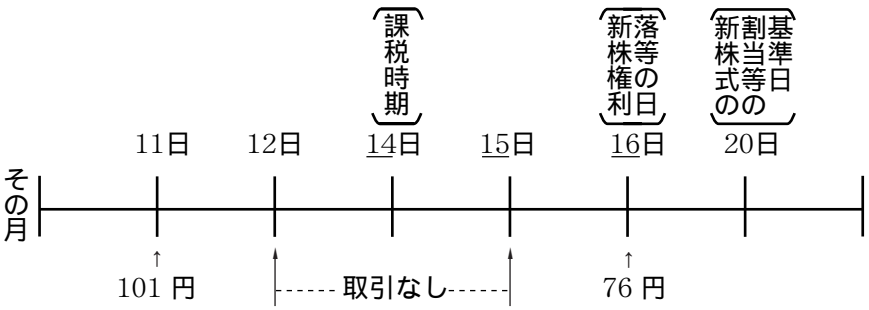
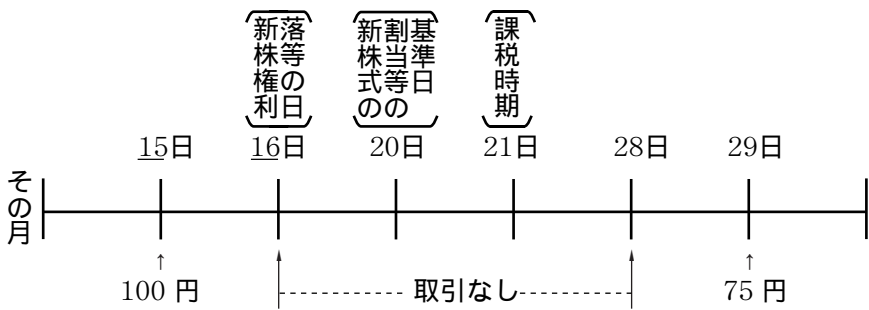
改 正 後	改 正 前
(イ) 都市計画区域内の農地のうち A 市街化調整区域内の農地のうち (A) 甲種農地 } ----- 純農地 (B) 第1種農地 } (C) 第2種農地 ----- 中間農地 (D) 第3種農地 ----- 市街地周辺農地 B 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。以下同じ。）内の農地-----市街地農地 C 市街化区域と市街化調整区域とが区分されていない区域内のもの } ----- イの分類による。 (ロ) 都市計画区域外の農地 <u>(注)2 甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の用語の意義は、平成10年11月1日付10構改B第1067号「農地法の一部を改正する法律の施行について」農林水産事務次官通達において定められているものと同じである。</u> （純農地の範囲） 36 純農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。ただし、36 - 4《市街地農地の範囲》に該当する農地を除く。	(イ) 都市計画区域内の農地のうち A 市街化調整区域内の農地のうち (A) <u>調整区域許可基準による甲種農地</u> } ----- 純農地 (B) <u>調整区域許可基準による乙種農地</u> } ----- 純農地 <u>のうちの第1種農地</u> (C) <u>調整区域許可基準による乙種農地のうちの第2種農地</u> ----- 中間農地 (D) <u>調整区域許可基準による乙種農地のうちの第3種農地</u> ----- 市街地周辺農地 B 市街化区域内の農地 ----- 市街地農地 C 市街化区域と市街化調整区域とが区分されていない区域内のもの } ----- イの分類による。 (ロ) 都市計画区域外の農地 （純農地の範囲） 36 純農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。ただし、36 - 4《市街地農地の範囲》に該当する農地を除く。

改 正 後	改 正 前
(1) 農用地区域内にある農地 (2) 市街化調整区域内にある農地のうち、第1種農地又は甲種農地に該当するもの (3) 上記(1)及び(2)に該当する農地以外の農地のうち、第1種農地に該当するもの。ただし、近傍農地の売買実例価額、精通者意見価格等に照らし、第2種農地又は第3種農地に準ずる農地と認められるものを除く。 (中間農地の範囲) 36 - 2 中間農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。ただし、36 - 4《市街地農地の範囲》に該当する農地を除く。 (1) 第2種農地に該当するもの (2) 上記(1)に該当する農地以外の農地のうち、近傍農地の売買実例価額、精通者意見価格等に照らし、第2種農地に準ずる農地と認められるもの	(1) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条《市町村の定める農業振興地域整備計画》第2項に規定する「農用地区域」をいう。以下同じ。)内にある農地 (2) 市街化調整区域(都市計画法第7条《市街化区域及び市街化調整区域》第3項に規定する「市街化調整区域」をいう。以下同じ。)内にある農地のうち、調整区域許可基準に定める乙種農地のうちの第1種農地又は甲種農地に該当するもの (3) 上記(1)及び(2)に該当する農地以外の農地のうち、<u>農地転用許可基準に定める第1種農地</u>(以下「第1種農地」という。)に該当するもの。ただし、近傍農地の売買実例価額、精通者意見価格等に照らし、<u>農地転用許可基準に定める第2種農地又は第3種農地に準ずる農地と認められるものを除く。</u> (中間農地の範囲) 36 - 2 中間農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。ただし、36 - 4《市街地農地の範囲》に該当する農地を除く。 (1) <u>市街化調整区域内にある農地のうち、調整区域許可基準に定める乙種農地のうちの第2種農地に該当するもの</u> (2) <u>上記(1)に該当する農地以外の農地のうち、調整区域許可基準に定める第2種農地</u>(以下「第2種農地」という。)に該当するもの (3) <u>上記(1)及び(2)に該当する農地以外の農地のうち、近傍農地の売買実例価額、精通者意見価格等に照らし、第2種農地に準ずる農地と認められるもの</u>

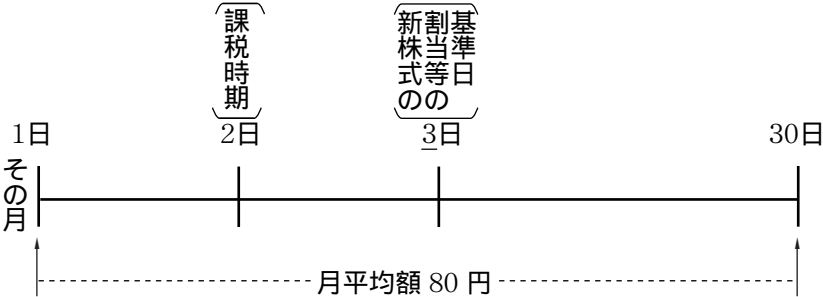
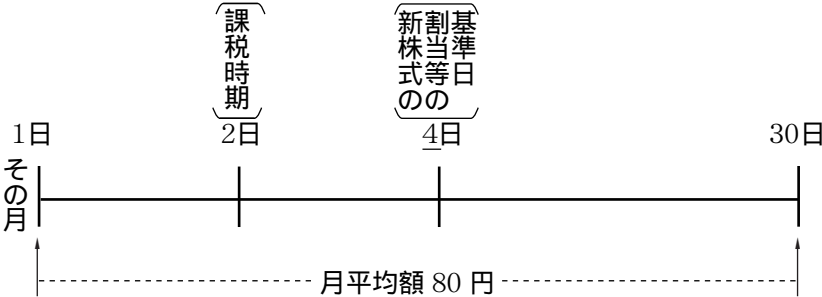
改 正 後	改 正 前
(市街地周辺農地の範囲) 36 - 3 市街地周辺農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。ただし、36 - 4 《市街地農地の範囲》に該当する農地を除く。 (1) 第 3 種農地に該当するもの (2) 上記(1)に該当する農地以外の農地のうち、近傍農地の売買実例価額、精通者意見価格等に照らし、第 3 種農地に準ずる農地と認められるもの 第 10 節 雑種地及び雑種地の上に存する権利 (ゴルフ場の用に供する土地の評価) 83 ゴルフ場の用に供する土地 (以下「ゴルフ場用地」という。) の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額にそのゴルフ場用地の地積を乗じて計算した金額の 100 分の 60 に相当する金額から、そのゴルフ場用地を宅地に造成する場合において通常必要と認められる 1 平方メートル当たりの造成費に相当する金額として国税局長の定める金額にそのゴルフ場用地の地積を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。 (注) そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル	(市街地周辺農地の範囲) 36 - 3 市街地周辺農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。ただし、36 - 4 《市街地農地の範囲》に該当する農地を除く。 (1) <u>市街化調整区域内にある農地のうち、調整区域許可基準に定める乙種農地のうちの第 3 種農地に該当するもの</u> (2) <u>上記(1)に該当する農地以外の農地のうち、農地転用許可基準に定める第 3 種農地 (以下「第 3 種農地」という。) に該当するもの</u> (3) <u>上記(1)及び(2)に該当する農地以外の農地のうち、近傍農地の売買実例価額、精通者意見価格等に照らし、第 3 種農地に準ずる農地と認められるもの</u> 第 10 節 雑種地及び雑種地の上に存する権利 (ゴルフ場の用に供する土地の評価) 83 ゴルフ場の用に供する土地 (以下「ゴルフ場用地」という。) の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額にそのゴルフ場用地の地積を乗じて計算した金額の 100 分の 60 に相当する金額から、そのゴルフ場用地を宅地に造成する場合において通常必要と認められる 1 平方メートル当たりの造成費に相当する金額として国税局長の定める金額にそのゴルフ場用地の地積を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。 (注) そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル

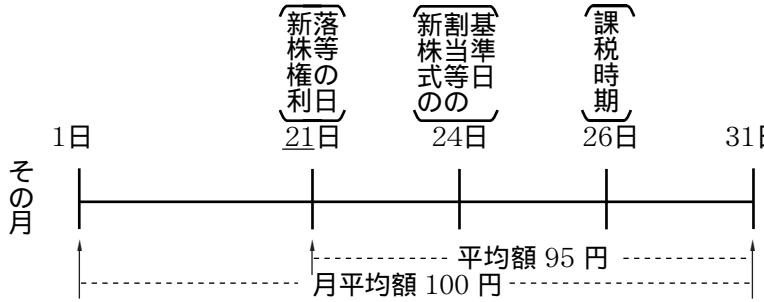
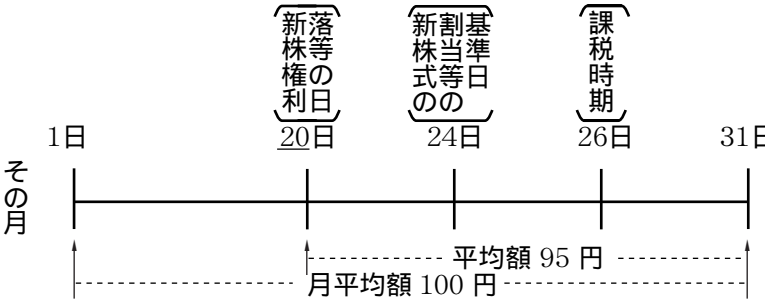
改 正 後	改 正 前
当たりの価額は、そのゴルフ場用地が路線価地域にある場合には、そのゴルフ場用地の周囲に付されている路線価をそのゴルフ場用地に接する距離によって加重平均した金額によることができるものとし、倍率地域にある場合には、そのゴルフ場用地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額（固定資産税評価額を土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された地積で除して求めた額）にゴルフ場用地ごとに<u>不動産鑑定士等による鑑定評価額</u>、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によることができるものとする。 (2) (1)以外の地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地の固定資産税評価額に、一定の地域ごとに<u>不動産鑑定士等による鑑定評価額</u>、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。 第 8 章 そ の 他 の 財 産 第 1 節 株 式 及 び 出 資 （上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期が新株権利落等の日から新株式の割当等の基準日までの間にある場合） 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が新株権利落又は配当落（以下「新株権利落等」という。）の日から新株式の割当、新株式の無償交付又は配当金交付（以下「新株式の割当等」という。）の基準日までの間にあるときは、その新株権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終	当たりの価額は、そのゴルフ場用地が路線価地域にある場合には、そのゴルフ場用地の周囲に付されている路線価をそのゴルフ場用地に接する距離によって加重平均した金額によることができるものとし、倍率地域にある場合には、そのゴルフ場用地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額（固定資産税評価額を土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された地積で除して求めた額）にゴルフ場用地ごとに精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によることができるものとする。 (2) (1)以外の地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地の固定資産税評価額に、一定の地域ごとに精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。 第 8 章 そ の 他 の 財 産 第 1 節 株 式 及 び 出 資 （上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期が新株権利落等の日から新株式の割当等の基準日までの間にある場合） 170 （同左）

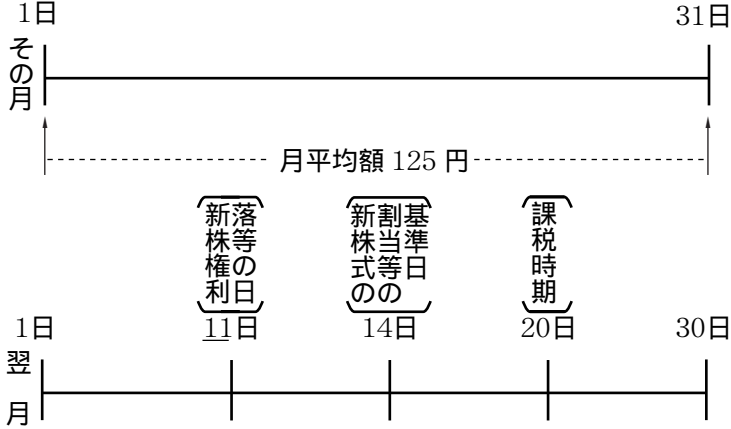
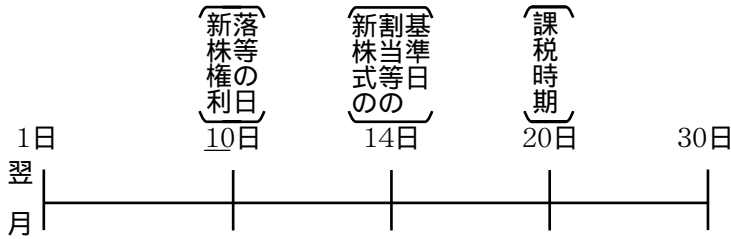
改 正 後	改 正 前
価格をもって課税時期の最終価格とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 課税時期の最終価格 = 100 円(75 円は、新株権利落等の後の最終価格なので採用しない。) (注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172《上場株式についての最終価格の月平均額の特例》の定めがあることに留意を要する。 (上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期に最終価格がない場合) 171 169《上場株式の評価》の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定め の適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 (1) (省略) (2) 課税時期が新株権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、新株権利落等の日以後のもののみである場合又は新株権利落等の日の前日以前のものと新株権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近	なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 (同左) (注) (同左) (上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期に最終価格がない場合) 171 (同左) (1) (同左) (2) (同左)

改正後	改正前
い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  課税時期 新株等権の利日 新割基 株当準日 のの 11日 12日 15日 16日 17日 20日 その月 101 円 取引なし 76 円 課税時期の最終価格 = 101 円(76 円の方が 101 円より課税時期に近いが、76 円は新株権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。) (3) 課税時期が新株式の割当等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る新株権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は新株権利落等の日の前日以前のものと新株権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  新株等権の利日 新割基 株当準日 のの 課税時期 16日 17日 20日 21日 28日 29日 その月 100 円 取引なし 75 円 課税時期の最終価格 = 75 円(100 円の方が 75 円より課税時期に近いが、100 円は新株権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。)	なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  課税時期 新株等権の利日 新割基 株当準日 のの 11日 12日 14日 15日 16日 20日 その月 101 円 取引なし 76 円 (同左) (3) (同左) なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  新株等権の利日 新割基 株当準日 のの 課税時期 15日 16日 20日 21日 28日 29日 その月 100 円 取引なし 75 円 (同左)

改正後	改正前
(注) 上記の(2)及び(3)に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。 (上場株式についての最終価格の月平均額の特例) 172 169《上場株式の評価》の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に新株権利落等がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。 (1) 課税時期が新株式の割当等の基準日以前である場合におけるその新株権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその新株権利落等の日の前日(配当落の場合にあっては、その月の末日)までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合は 100 円、配当落の場合は 95 円 (2) 課税時期が新株式の割当等の基準日以前で、その新株権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の	(注) (同左) (上場株式についての最終価格の月平均額の特例) 172 (同左) (1) (同左) なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 (同左) (2) (同左)

改 正 後	改 正 前
属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。 $\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} \times \left[1 + \frac{\text{株式1株に対する新株式の割当数又は交付数}}{\text{株式1株に対する新株式の割当数}} \right] - \frac{\text{割当を受けた新株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する新株式の割当数}}$ なお、これを図により例示すれば、次のようになる。   （新株式の割当条件） ① 新株式の割当数 株式1株に対し新株式 0.5 株 ② 新株式1株につき 払い込むべき金額 40 円 最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合は 80 円 × (1 + 0.5) -	なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 （同左）  （新株式の割当条件） （同左）

改正後	改正前
40 円 × 0.5 = 100 円、配当落の場合は 80 円 (3) 課税時期が新株式の割当等の基準日の翌日以後である場合におけるその新株権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その新株権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合は 95 円、配当落の場合は 100 円 (4) 課税時期が新株式の割当等の基準日の翌日以降である場合におけるその新株権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。 $\left[\begin{array}{l} \text{その月の最終価} \\ \text{格の月平均額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{割当を受けた新株式 1 株} \\ \text{につき払い込むべき金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式 1 株に対する} \\ \text{新株式の割当数} \end{array} \right]$ $\div \left[1 + \begin{array}{l} \text{株式 1 株に対する新株} \\ \text{式の割当数又は交付数} \end{array} \right]$	(3) (同左) なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  (同左) (4) (同左)

改正後	改正前
なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  (新株式の割当条件) ① 新株式の割当数 株式 1 株に対し新株式 0.5 株 ② 新株式 1 株につき払い込むべき金額 50 円 最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合は、$(125 \text{ 円} + 50 \text{ 円} \times 0.5) \div (1 + 0.5) = 100 \text{ 円}$ 配当落の場合は 125 円 (気配相場等のある株式の取引価格の特例 - 課税時期に取引価格がない場合) 176 174 《気配相場等のある株式の評価》の(1)又は(3)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、課税時期に取引価格がないものについては、前項の定めのあるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる取引価格又は修正した価格をもって課税時期の取引価格とする。	なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 (同左)  (新株式の割当条件) (同左) (気配相場等のある株式の取引価格の特例 - 課税時期に取引価格がない場合) 176 (同左)

改 正 後	改 正 前
(1) (省略) (2) 課税時期が新株式の割当等の基準日の翌日以後で、かつ、課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格（登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の属する月以前3か月以内のものに限り、国税局長の指定する株式については課税時期以前1か月以内のものに限る。以下この項において同じ。）がその基準日に係る新株権利落等の日の前日以前のものである場合 課税時期に最も近い日の取引価格を次のイ又はロの算式によって修正した価格 イ 課税時期に最も近い日の取引価格が新株権利落の前日以前のものである場合 $\left(\text{課税時期に最も近い日の取引価格} + \text{割当を受けた新株式1株につき払い込むべき金額} \times \text{株式1株に対する新株式の割当数} \right) \div \left(1 + \text{株式1株に対する新株式の割当数又は交付数} \right)$ ロ 課税時期に最も近い日の取引価格が配当落の日の前日以前のものである場合 $\text{課税時期に最も近い日の取引価格} - \text{株式1株に対する予想配当の金額}$ (取引相場のない株式の評価上の区分) 178 (省略) (表)(省略) 上の表の「総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数」及び「直前期末以前1年間における取引金額」はそれぞれ次の(1)から(3)により、「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、	(1) (同左) (2) (同左) イ (同左) ロ 課税時期に最も近い日の取引価格が配当落の日の前日以前のものである場合 $\left(\text{課税時期に最も近い日の取引価格} - \text{株式1株に対する予想現金配当の金額} \right) \div \left(1 + \text{株式1株に対する予想株式配当の株式数} \right)$ (取引相場のない株式の評価上の区分) 178 (同左) (表)(同左) 上の表の「純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数」及び「直前期末以前1年間における取引金額」はそれぞれ次による。

改 正 後	改 正 前
<u>小売・サービス業以外</u>」の判定は(4)による。 (1)~(3) (省略) (4) <u>評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」のいずれの業種に該当するかは、上記(3)の直前期末以前1年間における取引金額(以下、この項及び181-2《評価会社の事業が該当する業種目》において「取引金額」という。)に基づいて判定し、当該取引金額のうちに2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定する。</u> (注) (省略) <u>(評価会社の事業が該当する業種目)</u> <u>181-2 前項の評価会社の事業が該当する業種目は、178《取引相場のない株式の評価上の区分》の(4)の取引金額に基づいて判定した業種目とする。</u> <u>なお、当該取引金額のうちに2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の当該評価会社の事業が該当する業種目は、取引金額全体のうちに占める業種目別の取引金額の割合(以下、この項において「業種目別の割合」という。)が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とする。</u> (1) <u>評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合</u> <u>その中分類の中にある類似する小分類の「その他の○○業」</u>	(1)~(3) (同左) (新設) (注) (同左) (新設)

改正後

なお、これを図により例示すれば、次のとおり。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
製 粉 業	35%
飼 料 製 造 業	25%
不動産賃貸業	20%
サービス業	20%

(35%+25%)
>50%

評価会社の事業が
該当する業種目

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号
製 造 業			
	食 料 品 製 造 業		6
		製 粉 業	7
		飼 料 製 造 業	8
		~(中略)~	
		そ の 他 の 食 料 品 製 造 業	14

- (2) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(1)に該当する場合を除く。）

その中分類の業種目

なお、これを図により例示すれば、次のとおり。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
毛 紡 績 業	45%
衣服・その他の繊維製品製造業	30%
サービス業	25%

(45%+30%)
>50%

評価会社の事業が
該当する業種目

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号
製 造 業			
	織 維 工 業		15
		毛 紡 績 業	16
		化 学 織 維 紡 績 業	17
		そ の 他 の 紡 績 業	18
		染 色 整 理 業	19
		そ の 他 の 織 維 工 業	20
		衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業	21

- (3) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超え

改正前

改正後

改正前

る場合

その大分類の中にある類似する中分類の「その他の○○業」

なお、これを図により例示すれば、次のとおり。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
水 運 業	45%
港 湾 運 送 業	25%
不動産賃貸業	30%

(45%+25%)
>50%

評価会社の事業が該当する業種目

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	番 号
中 分 類	
小 分 類	
不 動 産 業	97
不 動 産 賃 貸 業	98
～(後略)～	
運 輸 ・ 倉 庫 業	101
～(中略)～	
水 運 業	104
港 湾 運 送 業	105
～(中略)～	
そ の 他 の 運 輸 業	107
倉 庫 業	108

(4) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合((3)に該当する場合を除く。)

その大分類の業種目

なお、これを図により例示すれば、次のとおり。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
水 運 業	45%
倉 庫 業	25%
不動産賃貸業	30%

(45%+25%)
>50%

評価会社の事業が該当する業種目

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	番 号
中 分 類	
小 分 類	
不 動 産 業	97
不 動 産 賃 貸 業	98
～(後略)～	
運 輸 ・ 倉 庫 業	101
～(中略)～	
水 運 業	104
港 湾 運 送 業	105
～(中略)～	
そ の 他 の 運 輸 業	107
倉 庫 業	108

改 正 後	改 正 前
(5) (1)から(4)のいずれにも該当しない場合 大分類の業種目の中の「その他の産業」 (類似業種比準価額の修正) 184 180 《類似業種比準価額》の定めにより類似業種比準価額を計算した場合において、評価会社の株式が次に該当するときは、同項の定めにより計算した価額をそれぞれ次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。 (1) 直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合 180 《類似業種比準価額》の定めにより計算した価額 - 株式 1 株に対して受けた配当の金額 (2) (省略) (純資産価額計算上の負債) 186 前項の課税時期における 1 株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額) の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金 (法人税法第 54 条《退職給与引当金》第 2 項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれるものとする。 (1) ~ (4) (省略)	(類似業種比準価額の修正) 184 (同左) (1) 直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合 <u>(180 《類似業種比準価額》の定めにより計算した価額 - 株式 1 株に対して受けた現金配当の金額) ÷ (1 + 株式 1 株に対して受けた株式配当の株式数)</u> (2) (同左) (純資産価額計算上の負債) 186 前項の課税時期における 1 株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額) の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金 (法人税法第 55 条《退職給与引当金》第 2 項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれるものとする。 (1) ~ (4) (同左)

改正後	改正前
(新株引受権等の発生している株式の価額の修正) 187 179 《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより取引相場のない株式を評価した場合において、その株式が次に掲げる場合に該当するものであるときは、その価額を、それぞれ次の算式により修正した金額によって評価する。 (1) 課税時期が配当金交付の基準日の翌日から、配当金交付の効力が発生する日までの間にある場合 179 《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより評価した価額 - 株式 1 株に対して受ける予想配当の金額 (2) (省略) (配当期待権の評価) 193 配当期待権の価額は、課税時期後に受けると見込まれる予想配当の金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価する。	(新株引受権等の発生している株式の価額の修正) 187 (同左) (1) 課税時期が配当金交付の基準日の翌日から、配当金交付の効力が発生する日までの間にある場合 <u>(179 《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより評価した価額 - 株式 1 株に対して受ける予想現金配当の金額) ÷ (1 + 株式 1 株に対して受ける予想株式配当の株式数)</u> (2) (同左) (配当期待権の評価) 193 配当期待権の価額は、課税時期後に受けると見込まれる予想配当金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価する。 <u>この場合において、その配当が株式配当により行われると見込まれる部分の「予想配当金額」及び「当該金額」は、それぞれ次に掲げる金額を基として計算する。</u> (1) <u>予想配当金額</u> <u>その株式配当の基となった株式の 169 《上場株式の評価》、176 《気配相場等のある株式の評価》、177 《気配相場等のある株式の評価の特例》、187 《新株引受権等の発生している株式の価額の修正》、188 - 2 《同族株主以外の株主等が取得した株式の評価》若しくは 189 - 6 《新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の</u>

改正後	改正前
(医療法人の出資の評価) 194 - 2 医療法人に対する出資の価額は、178《取引相場のない株式の評価上の区分》の本文、179《取引相場のない株式の評価の原則》から <u>181《類似業種》本文まで、182《類似業種の株価》から</u> 183 - 2《類似業種の1株当たりの配当金額等の計算》まで、184《類似業種比準価額の修正》の(2)、185《純資産価額》の本文、186《純資産価額計算上の負債》から、186 - 3《評価会社が有する株式等の純資産価額の計算》まで、187《新株引受権等の発生している株式の価額の修正》の(2)、189《特定の評価会社の株式》、189 - 2《株式保有特定会社の株式の評価》から 189 - 3《土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価》(188 - 2《同族株主以外の株主等が取得した株式の評価》の定めを適用する部分を除く。)まで及び 189 - 4《開業前又は休業中の会社の株式の評価》から 192《新株無償交付期待権の評価》までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、<u>181《類似業種》の評価会社の事業が該当する業種目は「その他の産業」とし、180《類似業種比準価額》及び 189 - 2《株式保有特定会社の株式の評価》の(1)のイに定める算式は、それぞれ</u>	<u>価額の修正》の定めにより評価した価額又は 189《特定の評価会社の株式》に定める特定の評価会社の株式を 188 - 2《同族株主以外の株主等が取得した株式の評価》の本文の定めにより評価した価額に相当する金額</u> (2) 当該金額 <u>その株式配当により交付を受けると見込まれる株式の額面金額(その株式が無額面株式である場合には、その発行価額)</u> (医療法人の出資の評価) 194 - 2 医療法人に対する出資の価額は、178《取引相場のない株式の評価上の区分》の本文、<u>179《取引相場のない株式の評価の原則》</u>から 183 - 2《類似業種の1株当たりの配当金額等の計算》まで、184《類似業種比準価額の修正》の(2)、185《純資産価額》の本文、186《純資産価額計算上の負債》から、186 - 3《評価会社が有する株式等の純資産価額の計算》まで、187《新株引受権等の発生している株式の価額の修正》の(2)、189《特定の評価会社の株式》、189 - 2《株式保有特定会社の株式の評価》から 189 - 3《土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価》(188 - 2《同族株主以外の株主等が取得した株式の評価》の定めを適用する部分を除く。)まで及び 189 - 4《開業前又は休業中の会社の株式の評価》から 192《新株無償交付期待権の評価》までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、180《類似業種比準価額》及び 189 - 2《株式保有特定会社の株式の評価》の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。

改 正 後	改 正 前
れ次の算式による。 (1) (省略) (2) (省略) 第 2 節 公社債 (利付公社債の評価) 197 - 2 利付公社債の価額は、発行価額と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、同時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額（以下 197 - 2 《利付公社債の評価》及び 197 - 5 《転換社債の評価》において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。）との合計額によって評価する。 ただし、その合計額が次に掲げる公社債について、それぞれ次に掲げる金額を超える場合には、次に掲げる金額によって評価する。 (1) 証券取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている証券取引所（2 以上の証券取引所に上場されている<u>場合</u>）には、原則として、東京証券取引所とし、納税義務者が納税地の最寄りの証券取引所を選んだときは、その証券取引所によることも差し支えない。以下同じ。）の公表する課税時期の最終価格（<u>日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期における基準気配と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び基準気配のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は基準気配のうち、課税時期に最も近い日の最終価</u>	(1) (同左) (2) (同左) 第 2 節 公社債 (利付公社債の評価) 197 - 2 (同 左) (1) 証券取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている証券取引所（2 以上の証券取引所に上場されている<u>公社債については</u>、原則として、東京証券取引所とし、納税義務者が納税地の最寄りの証券取引所を選んだときは、その証券取引所によることも差し支えない。以下同じ。）の公表する課税時期の最終価格（<u>課税時期に最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち課税時期に最も近い日の最終価格とする。以下同じ。</u>）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額

改正後	改正前
<u>格又は基準気配とし、その日に最終価格又は基準気配のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。以下この項及び次項において同じ。</u>)と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 (2) 日本証券業協会において<u>基準気配銘柄</u>として選定された利付公社債 (証券取引所に上場されている利付公社債を除く。) その公社債について課税時期に日本証券業協会から公表された基準気配 (課税時期に基準気配がない場合には、課税時期前の基準気配のうち、課税時期に最も近い日の基準気配とする。以下この項及び次項において同じ。)と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 (3) (1)又は(2)に掲げる利付公社債以外の利付公社債で、(1)又は(2)に掲げる利付公社債と種類、利率及び償還期限のいずれもが同一である利付公社債 その利付公社債と種類、利率及び償還期限のいずれもが同一である(1)又は(2)に掲げる利付公社債の課税時期の最終価格又は<u>基準気配</u> (その最終価格又は<u>基準気配</u>が、2以上ある場合には、それらのうち最も低い金額とする。以下この項及び次項において同じ。)と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額	(2) 日本証券業協会において<u>店頭気配銘柄</u>として選定された利付公社債 その公社債について課税時期に日本証券業協会から<u>気配</u>として公表された金額 (課税時期に<u>気配</u>として公表された金額がない場合には、課税時期前に<u>気配</u>として公表された金額のうち、課税時期に最も近い日に<u>気配</u>として公表された金額とし、<u>店頭気配銘柄のうち店頭指標気配銘柄</u>については、<u>売り気配の平均として公表された価格と買い気配の平均として公表された価格との平均額とする。以下「課税時期における気配の金額」という。</u>)と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 <u>(注) 店頭気配銘柄には、店頭標準気配銘柄と店頭指標気配銘柄とがある。</u> (3) (1)又は(2)に掲げる利付公社債以外の利付公社債で、(1)又は(2)に掲げる利付公社債と種類、利率及び償還期限のいずれもが同一である利付公社債 その利付公社債と種類、利率及び償還期限のいずれもが同一である(1)又は(2)に掲げる利付公社債の課税時期の最終価格又は<u>課税時期における気配の金額</u> (その最終価格又は<u>気配の金額</u>が、2以上ある場合には、それらのうち最も低い<u>最終価格又は気配の金額</u>とする。以下同じ。)と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額

改 正 後	改 正 前
(割引発行の公社債の評価) 197 - 3 割引発行の公社債の価額は、発行価額と券面額と発行価額との差額に相当する金額に発行日から償還期限までの日数に対する発行日から課税時期までの日数の割合を乗じて計算した金額(以下「既経過償還差益の額」という。)との合計額によって評価する。 ただし、その合計額が、次に掲げる公社債について、それぞれ次に掲げる金額を超える場合には、次に掲げる金額によって評価する。 (1) 証券取引所に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格に相当する金額 (2) 日本証券業協会において<u>基準気配銘柄</u>として選定された割引発行の公社債(証券取引所に上場されている割引発行の公社債を除く。) その公社債の課税時期の<u>基準気配</u>に相当する金額 (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債で、(1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債と種類及び償還期限のいずれもが同一である割引発行の公社債 その割引発行の公社債と種類及び償還期限のいずれもが同一である(1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債の課税時期の最終価格又は<u>基準気配</u>に相当する金額 (転換社債の評価) 197 - 5 転換社債の価額は、<u>次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u> (1) <u>(2)に該当しない転換社債の価額は、発行価額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。</u>	(割引発行の公社債の評価) 197 - 3 (同 左) (1) (同 左) (2) 日本証券業協会において<u>店頭気配銘柄</u>として選定された割引発行の公社債 その公社債の課税時期における<u>気配の金額</u>に相当する金額 (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債で、(1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債と種類及び償還期限のいずれもが同一である割引発行の公社債 その割引発行の公社債と種類及び償還期限のいずれもが同一である(1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債の課税時期の最終価格又は<u>課税時期における気配の金額</u>に相当する金額 (転換社債の評価) 197 - 5 転換社債の価額は、<u>原則として、197 - 2《利付公社債の評価》の定めによって評価する。</u>ただし、転換社債の発行会社の株式の価額が、その転換社債の転換価格(転換比率によって定められているもの)については、その転換比率を基として計算した転換価格に相当する金

改正後	改正前
<u>ただし、その合計額が、次に掲げる転換社債について、それぞれ次に掲げる金額を超える場合には、次に掲げる金額によって評価する。</u> イ <u>証券取引所に上場されている転換社債</u> <u>その転換社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格（課税時期に証券取引所の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。次の（２）のイにおいて同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額</u> ロ <u>日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債</u> <u>その転換社債について日本証券業協会の公表する課税時期の最終価格（課税時期に日本証券業協会の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。次の（２）のロにおいて同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額</u> （２）<u>転換社債の発行会社の株式の価額が、その転換社債の転換価格（転換比率によって定められているものについては、その転換比率を基として計算した転換価格に相当する金額をいう。以下同じ。）を超える場合には、次に掲げる転換社債の別に、それぞれ次に掲げる金額によって評価する。</u> この場合における転換社債の発行会社の株式の価額は、その株式が上場株式又は気配相場のある株式である場合には、その株式について、この通達の定めにより評価した課税時期における株式１株当たりの価額をいい、その株式が取引相場のない株式である場合には	額をいう。以下同じ。）を超える場合には、次に掲げる転換社債の別に、それぞれ次に掲げる金額によって評価する。 この場合における転換社債の発行会社の株式の価額は、その株式が上場株式又は気配相場のある株式である場合には、その株式について、この通達の定めにより評価した課税時期における株式１株当たりの価額をいい、その株式が取引相場のない株式である場合には、その株式についてこの通達の定めにより評価した課税時期における株式１株当たりの価額を基として、次の算式によって修正した金額とする。 $\frac{N + P \times Q}{1 + Q}$ 上の算式中の「N」、「P」及び「Q」は、それぞれ次による。 「N」＝この通達の定めによって評価したその転換社債の発行会社の課税時期における株式１株当たりの価額 「P」＝その転換社債の転換価格 「Q」＝次の算式によって計算した未転換社債のすべてが株式に転換されたものとした場合の増資割合 $\frac{\text{その転換社債の発行会社の株式１株当たりの券面額} \times \frac{\text{転換社債のうち課税時期において株式に転換されていないものの券面総額}}{\text{その転換社債の転換価格}}}{\text{課税時期における資本金額}}$

改 正 後	改 正 前
は、その株式についてこの通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額を基として、次の算式によって修正した金額とする。 $\frac{N + P \times Q}{1 + Q}$ 上の算式中の「N」、「P」及び「Q」は、それぞれ次による。 「N」= この通達の定めによって評価したその転換社債の発行会社の課税時期における株式 1 株当たりの価額 「P」= その転換社債の転換価格 「Q」= 次の算式によって計算した未転換社債のすべてが株式に転換されたものとした場合の増資割合 $\frac{\text{その転換社債の発行会社の株式 1 株当たりの券面額} \times \frac{\text{転換社債のうち課税時期において株式に転換されていないものの券面総額}}{\text{その転換社債の転換価格}}}{\text{課税時期における資本金額}}$ イ 証券取引所に上場されている転換社債 その転換社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 ロ 日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債 その転換社債について日本証券業協会の公表する課税時期の最終価格と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額	(1) 証券取引所に上場されている転換社債 その転換社債の証券取引所の公表する課税時期の最終価格に相当する金額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 (2) 日本証券業協会において店頭気配銘柄として選定された転換社債 その転換社債の課税時期における気配の金額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額

改正後	改正前
ハ <u>イ又はロ</u>に掲げる転換社債以外の転換社債 次の算式によって計算した金額 (2)の本文に定め る株式の価額 × $\frac{100 \text{ 円}}{\text{その転換社債の転換価格}}$ (注) (省略) 計算例 - 1 転換価格が株式 1 株当たりの券面額と同額である場合 課税時期の資本金額 25,000,000 円 株式 1 株当たりの券面額 50 円 転換社債の発行総額 6,000,000 円 転換価格 50 円 課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額 1,000,000 円 この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 290 円 (1)の定めにより評価した転換社債の価額 102 円 以上における転換社債の価額(券面額 100 円当たりの価額)は、次のように 500 円となる。 イ 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定 (4) Q (増資割合) の計算 $\frac{50 \text{ 円} \times \frac{(6,000,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円})}{50 \text{ 円}}}{25,000,000 \text{ 円}} = 0.2$	(3) (1)又は(2)に掲げる転換社債以外の転換社債 次の算式によって計算した金額 上記の本文に定め る株式の価額 × $\frac{100 \text{ 円}}{\text{その転換社債の転換価格}}$ (注) (同左) 計算例 - 1 転換価格が株式 1 株当たりの券面額と同額である場合 課税時期の資本金額 25,000,000 円 株式 1 株当たりの券面額 50 円 転換社債の発行総額 6,000,000 円 転換価格 50 円 課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額 1,000,000 円 この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 290 円 197 - 2《利付公社債の評価》の定めにより評価した転換社債の価額 102 円 以上における転換社債の価額(券面額 100 円当たりの価額)は、次のように 500 円となる。 (1) 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定 イ Q (増資割合) の計算 $\frac{50 \text{ 円} \times \frac{(6,000,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円})}{50 \text{ 円}}}{25,000,000 \text{ 円}} = 0.2$

改正後	改正前																				
(ロ) 株式の価額 $\frac{290 \text{ 円} + 50 \text{ 円} \times 0.2}{1 + 0.2} = 250 \text{ 円}$ (ハ) 判定 株式の価額 250 円が転換価格 50 円を超えることとなる。 ロ 転換社債の価額 $250 \text{ 円} \times \frac{100 \text{ 円}}{50 \text{ 円}} = \underline{\underline{500 \text{ 円}}}$ 計算例 - 2 転換価格が株式 1 株当たりの券面額を超える場合 <table> <tr> <td>課税時期の資本金額</td><td>25,000,000 円</td></tr> <tr> <td>株式 1 株当たりの券面額</td><td>50 円</td></tr> <tr> <td>転換社債の発行総額</td><td>18,000,000 円</td></tr> <tr> <td>転換価格</td><td>150 円</td></tr> <tr> <td>課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額</td><td>3,000,000 円</td></tr> </table> この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 186 円 (1)の定めにより評価した転換社債の価額 102 円 以上における転換社債の価額(券面額 100 円当たりの価額)は、次のように 120 円となる。 イ 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定	課税時期の資本金額	25,000,000 円	株式 1 株当たりの券面額	50 円	転換社債の発行総額	18,000,000 円	転換価格	150 円	課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額	3,000,000 円	ロ 株式の価額 $\frac{290 \text{ 円} + 50 \text{ 円} \times 0.2}{1 + 0.2} = 250 \text{ 円}$ ハ 判定 株式の価額 250 円が転換価格 50 円を超えることとなる。 (2) 転換社債の価額 $250 \text{ 円} \times \frac{100 \text{ 円}}{50 \text{ 円}} = \underline{\underline{500 \text{ 円}}}$ 計算例 - 2 転換価格が株式 1 株当たりの券面額を超える場合 <table> <tr> <td>課税時期の資本金額</td><td>25,000,000 円</td></tr> <tr> <td>株式 1 株当たりの券面額</td><td>50 円</td></tr> <tr> <td>転換社債の発行総額</td><td>18,000,000 円</td></tr> <tr> <td>転換価格</td><td>150 円</td></tr> <tr> <td>課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額</td><td>3,000,000 円</td></tr> </table> この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 186 円 197 - 2 《利付公社債の評価》の定めにより評価した転換社債の価額 102 円 以上における転換社債の価額(券面額 100 円当たりの価額)は、次のように 120 円となる。 (1) 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定	課税時期の資本金額	25,000,000 円	株式 1 株当たりの券面額	50 円	転換社債の発行総額	18,000,000 円	転換価格	150 円	課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額	3,000,000 円
課税時期の資本金額	25,000,000 円																				
株式 1 株当たりの券面額	50 円																				
転換社債の発行総額	18,000,000 円																				
転換価格	150 円																				
課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額	3,000,000 円																				
課税時期の資本金額	25,000,000 円																				
株式 1 株当たりの券面額	50 円																				
転換社債の発行総額	18,000,000 円																				
転換価格	150 円																				
課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額	3,000,000 円																				

改正後	改正前
(イ) Q (増資割合) の計算 $\frac{50 \text{ 円} \times \frac{(18,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円})}{150 \text{ 円}}}{25,000,000 \text{ 円}} = 0.2$ (ロ) 株式の価額 $\frac{186 \text{ 円} + 150 \text{ 円} \times 0.2}{1 + 0.2} = 180 \text{ 円}$ (ハ) 判定 株式の価額 180 円が転換価格 150 円を超えることとなる。 ロ 転換社債の価額 $180 \text{ 円} \times \frac{100 \text{ 円}}{150 \text{ 円}} = \underline{\underline{120 \text{ 円}}}$ 第 6 節 その他の財産 (ゴルフ会員権の評価) 211 <u>ゴルフ会員権 (以下「会員権」という。)の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u> <u>なお、株式の所有を必要とせず、かつ、譲渡できない会員権で、返還を受けることができる預託金等 (以下「預託金等」という。)がなく、ゴルフ場施設を利用して、単にプレーができるだけのものについては評価しない。</u> (1) <u>取引相場のある会員権</u> <u>課税時期における通常の取引価格の 70% に相当する金額によって</u>	イ Q (増資割合) の計算 $\frac{50 \text{ 円} \times \frac{(18,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円})}{150 \text{ 円}}}{25,000,000 \text{ 円}} = 0.2$ ロ 株式の価額 $\frac{186 \text{ 円} + 150 \text{ 円} \times 0.2}{1 + 0.2} = 180 \text{ 円}$ ハ 判定 株式の価額 180 円が転換価格 150 円を超えることとなる。 (2) 転換社債の価額 $180 \text{ 円} \times \frac{100 \text{ 円}}{150 \text{ 円}} = \underline{\underline{120 \text{ 円}}}$ (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>評価する。</u> <u>この場合において、取引価格に含まれない預託金等があるときは、次に掲げる金額との合計額によって評価する。</u> イ <u>課税時期において直ちに返還を受けることができる預託金等</u> <u>ゴルフクラブの規約等に基づいて課税時期において返還を受けることができる金額</u> ロ <u>課税時期から一定の期間を経過した後に返還を受けることができる預託金等</u> <u>ゴルフクラブの規約等に基づいて返還を受けることができる金額の課税時期から返還を受けることができる日までの期間（その期間が１年未満であるとき又はその期間に１年未満の端数があるときは、これを１年とする。）に应ずる年８分の利率による複利現価の額</u> (2) <u>取引相場のない会員権</u> イ <u>株主でなければゴルフクラブの会員（以下「会員」という。）となれない会員権</u> <u>その会員権に係る株式について、この通達の定めにより評価した課税時期における株式の価額に相当する金額によって評価する。</u> ロ <u>株主であり、かつ、預託金等を預託しなければ会員となれない会員権</u> <u>その会員権について、株式と預託金等に区分し、それぞれ次に掲げる金額の合計額によって評価する。</u> (1) <u>株式の価額</u> <u>(2)のイに掲げた方法を適用して計算した金額</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>(ロ) 預託金等</u> <u>(1)のイ又はロに掲げた方法を適用して計算した金額</u> <u>ハ 預託金等を預託しなければ会員となれない会員権</u> <u>(1)のイ又はロに掲げた方法を適用して計算した金額によって</u> <u>評価する。</u> (既往通達の整理) <u>212</u> (省 略)	(既往通達の整理) <u>211</u> (同 左)